

# 休学・退学の手続きについて

1) 休学又は退学をしようとする者は、次の要領により所定の用紙に記入のうえ、学務係まで申し出るようにしてください。また、申し出にあたっては指導教員や保証人とよく話し合ってください。

ア 本要件を保証人（保護者）が承認し署名したもの

イ 提出期限 随時受けつけるが、授業料免除されるには以下の期日までに申し出ること

- ・ 前期にしようとするもの — 2月20日まで
- ・ 後期にしようとするもの — 8月20日まで

2) 休学又は退学をするときの授業料について

ア 休学を許可された者は授業料が次のように免除されます。

① 休学して次の期の授業料免除を希望する場合は、9月第1水曜日または3月第1水曜日までに申し出てください。ただし10月第1水曜日または4月第1水曜日までに申し出た場合は、翌月分から休学期間に応じた月割り計算で授業料が免除されます。（ただし、1日が木曜日の場合は前月の末日）

② 上記①の期日を過ぎれば、休学しようとする期（半年分）の授業料を納付しなければなりません。

イ 退学の場合は9月第1水曜日または3月第1水曜日までに申し出てください。在学期間中の授業料の納付は必要です。（ただし、1日が木曜日の場合は前月の末日）